

令和 7 年 3 月
令和 7 年第 2 回栃木市議会定例会
追加議案書及び追加議案説明書

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第 7 1 号	財産の取得について（中学校屋内運動場（栃木東中学校外 2 校）空調設備）	1
議案第 7 2 号	財産の取得について（中学校屋内運動場（栃木西中学校外 2 校）空調設備）	4
議案第 7 3 号	財産の取得について（中学校屋内運動場（吹上中学校外 2 校）空調設備）	6
議案第 7 4 号	財産の取得について（中学校屋内運動場（藤岡中学校外 1 校）空調設備）	8

財産の取得について

中学校屋内運動場（栃木東中学校外 2 校）空調設備として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | |
|-------------|--|
| 1 財 産 の 表 示 | 中学校屋内運動場（栃木東中学校外 2 校）空調設備 |
| 2 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約 |
| 3 取得予定価格 | 1 0 0 , 1 8 8 , 0 0 0 円 |
| 4 取 得 相 手 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 9 番 6 号
N T T ・ T C リース株式会社関東支店
支店長 臼井 淳 |

(学校施設課)

議案第 7 1 号

財産の取得について

提案理由

教育環境の向上を図るため、中学校屋内運動場（栃木東中学校外 2 校）空調設備を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

（参考）

取得財産 中学校屋内運動場（栃木東中学校外2校）空調設備

取得施設 栃木東中学校、栃木南中学校、東陽中学校

取得方法 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約

（契約期間満了後の無償譲渡）

設置期間 契約締結日から令和7年8月31日まで

賃貸借期間 令和7年9月1日から令和17年8月31日まで（10年間）

財産の取得について

中学校屋内運動場（栃木西中学校外 2 校）空調設備として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | |
|-------------|--|
| 1 財 産 の 表 示 | 中学校屋内運動場（栃木西中学校外 2 校）空調設備 |
| 2 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約 |
| 3 取得予定価格 | 1 1 6 , 0 6 7 , 6 0 0 円 |
| 4 取 得 相 手 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 9 番 6 号
N T T ・ T C リース株式会社関東支店
支店長 臼井 淳 |

(学校施設課)

議案第 7 2 号

財産の取得について

提案理由

教育環境の向上を図るため、中学校屋内運動場（栃木西中学校外 2 校）空調設備を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 7 1 号と同じ。

（ 参 考 ）

取 得 財 産 中学校屋内運動場（栃木西中学校外 2 校）空調設備

取 得 施 設 栃木西中学校、太平中学校、太平南中学校

取 得 方 法 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約

（契約期間満了後の無償譲渡）

設 置 期 間 契約締結日から令和 7 年 8 月 3 1 日まで

賃貸借期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 1 7 年 8 月 3 1 日まで（1 0 年間）

財産の取得について

中学校屋内運動場（吹上中学校外 2 校）空調設備として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | |
|-------------|--|
| 1 財 産 の 表 示 | 中学校屋内運動場（吹上中学校外 2 校）空調設備 |
| 2 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約 |
| 3 取得予定価格 | 1 0 8 , 5 1 7 , 2 0 0 円 |
| 4 取 得 相 手 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 9 番 6 号
N T T ・ T C リース株式会社関東支店
支店長 臼井 淳 |

(学校施設課)

議案第 7 3 号

財産の取得について

提案理由

教育環境の向上を図るため、中学校屋内運動場（吹上中学校外 2 校）空調設備を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 7 1 号と同じ。

（ 参 考 ）

取 得 財 産 中学校屋内運動場（吹上中学校外 2 校）空調設備

取 得 施 設 吹上中学校、都賀中学校、西方中学校

取 得 方 法 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約

（契約期間満了後の無償譲渡）

設 置 期 間 契約締結日から令和 7 年 8 月 3 1 日まで

賃貸借期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 1 7 年 8 月 3 1 日まで（1 0 年間）

財産の取得について

中学校屋内運動場（藤岡中学校外 1 校）空調設備として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | |
|-------------|--|
| 1 財 産 の 表 示 | 中学校屋内運動場（藤岡中学校外 1 校）空調設備 |
| 2 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約 |
| 3 取得予定価格 | 1 0 0 , 8 0 8 , 4 0 0 円 |
| 4 取 得 相 手 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 9 番 6 号
N T T ・ T C リース株式会社関東支店
支店長 白井 淳 |

(学校施設課)

議案第 7 4 号

財産の取得について

提案理由

教育環境の向上を図るため、中学校屋内運動場（藤岡中学校外 1 校）空調設備を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 7 1 号と同じ。

（ 参 考 ）

取 得 財 産 中学校屋内運動場（藤岡中学校外 1 校）空調設備

取 得 施 設 藤岡中学校、岩舟中学校

取 得 方 法 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約

（契約期間満了後の無償譲渡）

設 置 期 間 契約締結日から令和 7 年 8 月 3 1 日まで

賃貸借期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 1 7 年 8 月 3 1 日まで（1 0 年間）

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

